

SLN No. 87 2001.2.19

ナップスター地裁決定と高裁決定

A&M レコード社他 v. Napster, Inc.

カリフォルニア北部連邦地裁 2000年7月26日決定

第9巡回区控訴裁判所 2001年2月12日決定

はじめに

新聞等ですでに広く紹介されているように、米国連邦地裁はレコード会社や音楽出版社がナップスター社に対し起こしていた著作権侵害訴訟につき、昨年、原告等による予備的差止命令の申立を認めた。そして最近控訴審は、原決定を一部認容、一部破棄し差し戻した。本号では、まず地裁決定を紹介したうえで、高裁決定に論及する（なお、原文が長いので、該当個所の頁を適宜ふった。）

地裁決定

I. 地裁による事実認定

A. MP3 技術 (3 頁)

MP3 は、オーディオファイルを圧縮する標準的なフォーマットで、インターネットで音楽を送信するのに適している。ユーザーが MP3 ファイルを取得するには、既に MP3 フォーマットになっているファイルをインターネットを介してダウンロードするか、リッピングソフトウェアを使って CD からハードディスクにコピーする。

B. 被告のビジネス (3 頁)

被告のナップスターはベンチャーで、ファイルシェアリング・ソフトウェアをインターネットのウェブサイトを通じ無償で配布している。このソフトウェアをダウンロードした

SOFTIC

© 2001 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

ユーザーは、互いに音楽ファイルを共有できるようになる。2000年の終わりには、ユーザーは7500万人に達するといわれ、1秒あたり10,000の音楽ファイルがシェアされているといわれている。いまのところ、ナップスターはユーザーからなんらお金をとっていないが、Eメールや広告等で収入を得る予定である。ユーザーベースが大きいので、ナップスター社は6千万ないし8千万ドルの価値があると評価されている。ユーザーのほぼ全員が著作権の対象であるファイルをダウンロードまたはアップロードしており、ナップスター上で入手される音楽の大部分は著作権がある。ナップスターは、原告等の有する音楽につき許諾を得たことはない。ナップスターは、新人ミュージシャンをプロモートする側面があるというが、利用のごく一部であるし、提訴された後の2000年4月まで自ら実行したことはない。被告は、ユーザーがすでに持っているCDを家から職場へ「スペースシフティング」するというが、そのようなものは用法のごく一部にしかない。

C. ナップスターの技術 (7頁)

ユーザーは、ナップスターのウェブサイトから MusicShare というソフトウェアをダウンロードして、ナップスターのネットワークにアクセスできるようになる。ユーザーは、アカウント名またはユーザー名、およびパスワードを選んでネットワークに登録する。このソフトウェアは、ブラウザーインターフェイス、サーチエンジン、チャット機能を持っている。また、ホットリスト機能は、ユーザーが他のユーザー名のリストを編集し蓄積する。さらに、ナップスターのソフトウェアは、音楽ファイルを演奏したり分類したりするのも使え、ユーザーは自分のハードディスクに特別のファイルディレクトリーを蓄積できる。こうしたディレクトリーは、ユーザーがナップスター上でファイルを共有できるようにするものであり、「ユーザー・ライブラリー」を構成するものである。被告は、そのネットワークないしシステムを作り出すサーバーを維持している。ユーザーが「Allowable Upload」機能を使うと、自分のライブラリーを他のユーザーが使えるようになる。クライアントソフトウェアがMP3ファイル名をアップロードする前に、ユーザーライブラリーディレクトリーに蓄積されたファイルがチェックされ、適切にフォーマットされていなければサーバーにアップロードされない。ユーザーは他のユーザーがアップロードしたロケーションに、被告のサーチエンジンを使うか、ホットリスト機能を使ってアクセスする。サーバー側のアプリケーションソフトウェアは、ユーザーがログオン、ログアウトするのをリアルタイムに更新するサーチインデックスを持っている。ユーザーが所望の曲ないしアーティスト名を入力して「Find It」ボタンを押すと、ナップスターのネットワークに送られ、サーバーはユーザーが入力したのと同じ語を含むファイルのリストをユーザーに送り返す。ユーザーはそのリストから所望のファイルを選ぶ。ホットライン機能を使うと、ユーザーは他のユーザー名を保存し、その名がオンラインか否かを知ることができる。

リクエストするユーザーがダウンロードしたいファイルを選ぶと、サーバー側のソフトウェアが供給するユーザー(ホストユーザー)のアドレスとルーティングデータを見つけ、リクエストしたユーザーに知らせる。リクエストしたユーザーは、ホストユーザーに交信し所望のファイルをダウンロードする。そのMP3ファイルはユーザー間でインターネットを介して伝送されるのであり、ナップスターのサーバーを介することはない。

D. 原告等のビジネス (13 頁)

音楽出版社の原告等は、作曲、作詞をし、レコードの売上から収入を得ている。レコード会社の原告等は、金、時間、労力や創造性を投資している。(注：アメリカの著作権法では、レコード製作者は隣接権者ではなく、著作権者である)。ナップスターは何らの投資もしていない。

原告等は、オンラインによる音楽配信ビジネスを立ち上げようとしている。

E. 原告等の著作物の市場に対するナップスターの影響 (15 頁)

1. 当審は、ナップスターの利用が大学生の CD 購入を減少させそうだと認定する。
2. 原告等が立ち上げようとしているビジネスは、ナップスターと競争できない。
3. ナップスターからのダウンロードは、原告等の販売促進の努力を壊すおそれがある。

II. 地裁の法解釈

A. 法的基準 (17 頁)

第 9 巡回区裁判所の予備的差止命令を出す基準は (1) 本案勝訴の蓋然性と回復不能の損害又は (2) 深刻な問題があり、困難さが一方に傾く場合、のいずれかを申立人が立証することである。損害の程度が大きければ、勝訴の可能性が少なくてもよくなる。著作権侵害訴訟では、本案勝訴の合理的な可能性を立証すれば、回復不能の損害が推定される。

B. 直接侵害の証拠 (17 頁)

1. 寄与侵害又は代位侵害の請求では、原告は第三者による直接侵害を立証しなければならない。
2. 原告等は、直接侵害の一応の証明 (prima facie case) をした。ほぼ全員のユーザーが著作権ある音楽を無許諾でダウンロードやアップロードしており、ナップスター上で入手できるファイルの 87 パーセントが著作権があり、70 パーセント以上が原告等によって保有または管理されている。

C. フェアユースと実質的非侵害利用(18 頁)

1. 被告は、フェアユースと実質的非侵害利用という積極抗弁を主張する。後者の抗弁は、一般商品 (staple article of commerce) の法理すなわち「商業的に重要な非侵害利用がある」商品を売ってもメーカーは責任を負わないというものである。立証責任は被告が負う。
2. 当審は、ナップスターサービスの非侵害的利用は最小限のものであるか、侵害行為につながっているか、その両方であると認定する。
3. 著作権法 107 条は、フェアユースの判断要素をあげる。
 - ・使用の目的及び性格(使用が商業性を有するかどうか又は非営利の教育を目的とするかどうかの別を含む。)

- ・著作物の性質
 - ・著作物全体との関連において、使用された部分の量及び実質性
 - ・著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響
4. 本件において、使用の目的および性格はフェアユースの認定に不利に働く。新作品が原作品を移行（transform）するか否かが第1の要素の主目的である（プリティーマン判決）。本件でユーザーによるMP3ファイルのダウンロードは何ら著作物を「移行」しない。UMG Recording, Inc. v. MP3.com, Inc.（著作物たるレコードをダウンロードに適したMP3フォーマットにすることは、「新たな美、新たな洞察や理解」を原作品に加えるものではない、とする）。
 5. 第1の要素の下で、使用が商業的か否かも決定しなければならない。
 6. 使用が非商業的なら、原告において、それが蔓延したら著作物の潜在的市場に悪影響を与える有意な可能性を立証する責任がある。
 7. MP3ファイルのダウンロードやアップロードはプラグマティックには商業的活動ではないが、伝統的な意味での個人使用でもない。ホストユーザーは個人使用しているといえないし、ユーザーが普通買わねばならない物をただで取得するのはナップスターの利用で経済的利益を得ていることを示唆する。
 8. 音楽、レコードは性質上創作的なもので、第2の要素の下でフェアユースに不利に働く。
 9. 第三の要素。MP3ファイルのダウンロードやアップロードが著作物の全体をコピーするものであることは争いがなく、フェアユースに不利に働く。
 10. 第4の要素。著作物の潜在的市場に対する影響も、フェアユースの認定に不利に働く。原告等は、少なくとも、大学生の間のCDの売上が減少したこと、音楽のダウンロードによるビジネスへの参入の障壁となること、の2点を証明した。
 11. 被告は、ナップスターサービスの公正な使用例として、サンプル使用、スペースシフティング、新人アーティストの作品の配布、をあげる。しかし、サンプル使用は、伝統的な意味での個人使用ではない。被告は、ナップスター上の楽曲のサンプリングと、Sony事件のVCRとの差を無視している。第一に、テレビ放映の「タイムシフティング」は、視聴者が無償で全体を見るよう招かれているが、本件の原告はほとんど有償で提供している。販促用のダウンロードは非常に限定されている。第二に、ソニー事件におけるVCR購入者の大半は録音したテープを配布しないが、ナップスターのユーザーは何百万という人に利用可能にできる。

また、レコード店における試聴と同じだという被告の議論は、ナップスターのユーザーがダウンロードした音楽を保持することから、説得力がない。
 12. ナップスター上のサンプル利用が非商業的利用だとしても、原告等はそれが広まったら潜在的市場に悪影響を及ぼす実質的可能性を証明した。被害の態様としては、小売（殊に大学生）の減少、デジタル・ダウンロード市場への参入障壁、無償配布による音楽の社会的価値の低下を主張する。サンプル利用する者がいても、基本的には直接侵害者でもあろう。

13. サンプル利用によってレコードの売上が増すということも被告に有利に働かない。売上に積極的な効果があるとしても、著作権者の使用料を受ける権利や派生市場へのアクセス権をチャラにはできない。原告等が行う有料サイトとナップスターが両方あれば、消費者はナップスターを利用するだろう。サンプル利用はフェアユースを構成しない。
14. Sony 判決（テレビの映画放送を録画して、放映時間と違う時間に見るというタイム・シフティングという理屈）がスペースシフティング（自宅と職場で利用する）に適用されると言うが説得力がない。Sony 事件では、タイム・シフティングは主要な利用方法であった。
15. 被告は、スペースシフティングがフェアユースとみなされるなら、「一般商品の法理」（the staple article of commerce doctrine、米国特許法 271 条（c）項参照。Sony 判決でも採用）により、寄与侵害も代位責任も排斥されると主張する。しかし、被告はスペースシフティングがナップスターの商業的に重要な使用法だということを立証できていない。本ウェブサイトへのトラフィックの急増はスペースシフティングではなく、他のユーザーの提供する MP3 ファイルの通路になっているからである。よって、仮にスペースシフティングがフェアユースだとしても、同法理のもとでの責任を排斥するほど実質的ではない。
16. 同法理を適用できない別の理由は、ナップスターがそのサービスを継続的に支配していることである。Sony 事件では、Sony とユーザーの接点は販売の時点だけであった。
17. その他の非侵害使用の可能性のある用法として被告は独立系のアーティストの販売促進をしているというが、被告は当初そのようなことをしておらず、ナップスターの実質的な活動とはいえない。
18. 原告らは、非侵害的利用のすべてに異議を唱えているわけではない。原告らは、チャットルーム、メッセージボード、そして新人プログラムにまで及ぶ差止めを求めているわけではない。

D. 寄与侵害（26 頁）

1. 原告らは、ユーザーによる侵害を立証した上で、寄与侵害の請求について本案勝訴の蓋然性を立証しなければならない。寄与侵害者とは、侵害行為を知りながら、他人の侵害行為を慫慂し、引き起こし、又は重要な寄与をした者（induces, causes or materially contributes to the infringing conduct of another）をいう。裁判所は、実際に知っていたことを要求せず、被告が第三者の直接侵害を知りうべかりし時は寄与侵害の責任を負う。
2. 原告らは、被告の役員の実際の認識を示す説得的な証拠を提出している。
3. 法は、特定の侵害行為の認識を要求していない。
4. 被告は、レリジャス・テクノロジーの判決を有利に援用しようとするが、これは別の連邦地裁のディクタ（傍論）にすぎないし、ナップスターはファイル転送のための単なる導管として行動するインターネットプロバイダーではない。被告は、大部分が著作権の対象たる音楽をユーザーに探し出させるために特定の設計された検索、ディ

レクトリー機能を提供しているのである。

5. 最小限、被告はユーザーの違法行為について知りうべき状況にあった。
6. 原告らは、被告が侵害行為に重要な寄与をしたことも立証した。本件で被告はソフトウェア、サーチエンジン、サーバー及びユーザーのコンピューター間の接続をする手段を提供している。被告のサービスがなければ、被告が自慢しているような簡単さでユーザーが音楽をみつけ、ダウンロードすることはできない。
7. 原告らは寄与侵害の請求につき本案勝訴の合理的な蓋然性を証明した。

E. 代位侵害 (30 頁)

1. 雇用関係がなくとも、被告が侵害行為を監督する権限と能力を有し、そのような行為に直接的な金銭的利益があれば、代位責任を負う。
2. 被告は、サービスを監視することができるし、時にそうしてきたのだから、ユーザーの侵害行為を監督する権限と能力をもっている。
3. 原告らは、直接的な金銭的利益の合理的な蓋然性も立証した。会社は現実には一度も利益をあげていなくても“収益目的”と考えられる。
4. 原告らは代位責任に基づいても本案勝訴の合理的な蓋然性を証明した。

F. 修正第 1 条の主張 (表現の自由。32 頁)

表現の自由はフェアユースにより保護されるが、本件では原告らはフェアユースになるナップスターの利用差止めを求めている。被告は、使用権限のある曲のデータベースをつくり、そこにある曲だけナップスターにアップロードできる [ママ] ソフトウェアをつくるなどすればよい。

G. ミスユース (略)

H. 権利放棄 (略)

I. 著作権登録の証拠提出を怠ったこと (略)

J. 回復不能の損害(略)

K. 困難の比較 (略)

III. 結論 (38 頁)

予備的差止命令の申立を認める。被告は予備的に、連邦又は州法により保護され原告らの楽曲及びレコードを権利者の明示的な許諾なく複製、ダウンロード、アップロード、送信または頒布に従事したり、他者に容易にしてはならない。原告らがおさめる保証金は 500 万ドル。

高裁決定

高裁は、基本的に原審決定を維持しつつも、より慎重な立場をとった。一部一審維持、一部破棄して、原審に差し戻した。原審と異なった判示をした部分を中心に紹介する。

- I. 高裁はまず、本件に関する仕組みのレビューをする。
- II. 高裁の判断基準は、間違った法理の適用を代表とする裁量権の濫用である。
- III. 著作権侵害の二次的責任は第三者による直接侵害がなければ成立しない。
 - A. 侵害

原告らは、ナップスターのユーザーが著作権法 106 条 1 項の複製権と 3 項の頒布権を侵害することを立証した。

B. フェアユース

ユーザーによるサンプリング、スペースシフティング、許諾を得た頒布がフェアユースになると主張するが、認められない。

1. サンプリング

ナップスターのユーザーはレコードの完全、無償、恒久的なコピーをダウンロードする。これは、CD のマーケットとデジタルダウンロードのマーケットを害する。

2. スペースシフティング

個人が自宅と職場で使う場合だけでなく、同時に一般大衆に対する頒布になっている。

3. その他の利用法

原告らがそうした利用の差し止めを求めてはいないとした原審判断は是認できる。

IV. 寄与侵害

A. 認識

原審は、ナップスターがユーザーの直接侵害につき現実の認識と擬制的認識を有していたとしたが、同意できない。当審は、直接侵害の現実的かつ特定の認識が必要であるというソニー最高裁判決の限定的幫助の法的見解がナップスターに利用されうると考える。ナップスターシステムの構造と、システムの運用能力に関連したナップスターの行動との間にはっきりした区別をしなければならない。当審はソニー判決に従う義務があり、peer to peer のファイル共有技術が原告らの著作権を侵害するように使われうるというだけでナップスターが必要な認識レベルにあるとはならない。当審は、ナップスターのシステムにおいて商業的に重要な非侵害的利用が可能であるという証明をナップスターができなかったという原審の判示にくみしない。原審はシステムの能力を無視し、使用の分析を現下の利用に限定した点で妥当でなかった。その結果、原審は現在及び将来の非侵害的利用

に比べ、現在の侵害的利用の割合を不相当に重視した。本件抗告は、訴訟手続の早い時期になされたもので、事実調べを十分に行えば当初地裁に出されたものと大きく異なるかもしれない。・・・もしコンピューターシステムのオペレーターが自分のシステム上で特定の侵害物が利用可能だと知り、システムからそれを消去することを怠れば、当該オペレーターは直接侵害を認識しこれに寄与したものである、という見解に賛する。逆に、侵害行為を同定する何らかの特定的情報がなければ、システムの構造が著作物の交換を可能にするというだけでコンピューターシステムのオペレーターを寄与侵害で有責とすることはできない。コンピューターネットワークが侵害的利用を可能にするというだけの理由で差止めをすることは、ソニー判決に反し、侵害的利用に無関係な行動を制約するおそれがある。・・・しかし、ナップスターが特定の侵害行為の現実の認識を有していたということが記録で認められる。

B. 重要な寄与

ナップスターが直接侵害のためにサイトと設備を提供しているという原審認定に同意する。

V. 代位責任

A. 金銭的利益

侵害物が得られることが客への呼び物として働くなら、金銭的利益は存在する。

B. 監督

この点に関する原審の認定に一部同意する。いかなる理由であれ、特定の環境への侵害者のアクセスを阻止する能力は監視する権限と能力の証拠である。しかし、ナップスターの管理および監視の範囲が限定されていることを原審は理解しそこねた。換言すれば、ナップスターの有する監視権限と能力はシステムの現在の構造に閉じ込められている。記録によれば、ナップスターのシステムは、正しいMP3のフォーマットかどうかをチェックする以外に、インデクスされたファイルの内容を「読む」ことはない。ただし、ナップスターは、サーチインデクス上にリストされた侵害物を見つけてユーザーのシステムへのアクセスを止める能力がある。代位責任も認められる。

VI. その他の抗弁

A. オーディオ・ホーム・レコーディング法 1008 条

同法は、MP3 ファイルをハードディスクにダウンロードすることをカバーしない。

B. デジタル・ミレニアム・コピーライト法 (DMCA) 512 条

ナップスターは、同法のインターネット・サービスプロバイダーに対するセーフハーバー条項を主張した。当審は本争点は事実審で十分に検討されるべきものとする。

Ⅶ. 放棄、黙示の許諾、ミスユース

原審同様、ナップスターの主張を認めなかった。

Ⅷ. 差止の範囲

原審が予備的差止命令を認めたのは正しかったが、差止の範囲は修正を要する。現実の認識や侵害物を除去しないといった事由なしで、ナップスターシステムの存在だけで寄与侵害責任を課するのは十分ではない。逆に、ナップスターが監視能力を積極的に行使せずサーチインデックスにリストされた侵害の可能性のあるものへのアクセスを排除しないなら、代位責任を認められるかもしれない。原審の予備的差止命令は広すぎる。なぜなら、当該システムに登場する原告らの作品の複製、ダウンロード、アップロード、送信、頒布のないことを保障する全責任をナップスターに課しているからである。当審は、ナップスターが侵害物へのアクセスを止める前に、原告らがナップスターシステム上で得られる作品を含む著作物やファイルをナップスターに通知する義務を課する。しかし、ナップスターはそのシステムの範囲内でシステムを監視する義務も負う。ここで、当審は、ファイルがユーザーの命名であるという点でこれが科学そのものでないことを認める。差戻し後に命令を起案するにあたり、地裁は、ナップスターシステムが現在ナップスター自身ユーザーのMP3ファイルにアクセスできないようになっていることを理解しておくべきである。

原審の予備的差止命令は、本決定の要請に従って地裁が命令を修正するまで効力を維持するものとする。地裁が和解と修正した予備的差止命令を進めることを許すかぎり本件を一部差し戻す。

コメント

地裁はナップスターの営業をほぼ全否定した。しかし、高裁は基本的には原審判断を維持しつつも、システム自体と全体としての行為とを区別して、より慎重に判断したものと評価できる。原審との認識の差異は、高裁がインターネットを利用したサービス全般の中で本件サービスを位置付けようとしている点であろう。高裁の差戻しの意図は、ナップスターに何らかのシステム的な対応をすることを期待しているように思われる。すでにナップスターは有料の音楽配信でドイツの会社と合意したと報じられている。しかし、グヌーテラなど、ナップスターより一層センタースタイルの関与のうすいインターネットの利用形態がどのように変わっていくのか、まだまだ予断を許さない状況である。